

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

日野市

2 構造改革特別区域の名称

日野市児童発達支援センター給食搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

日野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

日野市(以下「本市」という。)は東京都のほぼ中央部に位置し、市域は27.55平方キロメートル、都内26市中6番目の広さで多摩川や浅川といった清流や湧水に恵まれた台地そして緑豊かな丘陵に囲まれた人口18万人超のまちである。

本市は、都内の自治体の中で、年間製造品出荷額が第2位に位置するなど、従来から工業が盛んな都市である。また古くから甲州街道に宿場町を構え交通の要所として栄えた歴史的背景もあって、市内を縦横に走るJR中央線、京王線、多摩都市モノレールは計12駅。通勤・通学といった市内外へのアクセスが大変便利な交通環境となっている。このうち日野駅、豊田駅、高幡不動駅は市内三大商業圏で、新選組、土方歳三のふるさと、大型商業店舗、関東三大不動の一つである高幡不動尊や多摩動物公園などがあり、歴史から商業そして観光までそれぞれの地域で個性あふれる豊かな街並みとなっている。

本市の障害児支援施策としては、平成26(2014)年に0～18歳までの発達に支援が必要な子どもを福祉と教育の分野で切れ目なく支援するため、「エール(日野市発達・教育支援センター)」を開設した。エールでは臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士といった専門多職種による相談・指導を充実させ、一人一人の個性に応じた支援を行っている。また子どもの成長記録を関係機関とともに記した個別の支援計画(通称名:かしのきシート)を本市で独自開発した電子システムにより情報を共有・連携し、迅速かつ確実につないでいくくみを構築した。

児童福祉法に基づく児童発達支援事業においては現状定員35人を受け入れ、生活習慣の基礎の習得や就学準備に向けて日々児童指導員により療育を行っている。さらに子どもの所属先となる、幼稚園・保育園、小・中学校への支援としては、先のかしのきシートをはじめ巡回相談員(臨床心理士)を配置し定期的な見立てと助言を行い、子どもの困り感の解消や教員の個別指導に役立てている。

発達障害児は通常学級に在籍する子どもの6.5%程度いると推測されているが、潜在的に支援

が必要な子どもの数に応じて相談件数は増加傾向にあり、特に関係機関よりエールでの相談等を勧奨されるケースが増えている。このため相談や指導に必要な発達知能検査の待機期間も一時的に予約がとりにくい状況も発生した。本市では特に学齢期の特別支援教育による支援も充実しており、通常学級に在籍しながら校内の環境調整と教員の創意工夫ある授業により発達障害児へのきめ細かな個別の支援を実現している。

一方において、第5期障害福祉計画等に基づき、各市町村は令和2(2020)年度末までに児童発達支援センター(以下「センター」という。)の設置を求められ、市内もしくは福祉圏域におけるセンター設置の必要がある。

このような背景も含めエールをセンターに移行し機能を充実させることとしているが、既設の建物は相談・指導と児童発達支援事業を主たる事業としていたため、施設内でセンターの要件に即した加熱、保存等の調理機能を有する設備を十分に備えていない。仮に一定規模の改修改修を実施した場合においては、施設の一時的な閉鎖をもって対応しなければ実現することは困難で、また調理や指導にかかるあらたな人員の配置は運営コストの上昇が懸念される状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

センター移行後においては障害児通所支援事業を継続実施するとともに、地域の障害児やその家族への相談、助言を行う地域の中核的かつ総合的相談支援施設として位置づけられる。

本特定事業により、センターにおける給食を外部搬入とすることで、調理スペースの最小化が図られ、相談室や書庫といった既存の諸室の機能を活かし、現在限られたスペースで事業運営を行っている施設の有効活用が引き続き可能となる。

また、エールについては相談支援等の機能性や利便性を高めるため、現在非常勤の嘱託職員として雇用している各専門スタッフの雇用日数及び時間を延長し、利用者にとって相談しやすい体制の強化を図っていく。エールの通所機能については、定員数が減少するが、本年10月より保育所等訪問支援を開始することで、これまでの巡回相談と合わせ施設外療育との連携に注力し個別に応じた支援を展開していく。

センターへの移行により、従前のエールの相談・指導及び療育に加え関係機関とのさらなる連携が図られるとともに、児童発達支援の中核として利便性と機能性の向上が期待される。

なお、外部に委託する調理施設は同センター隣接地にある民間の障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型事業所)(以下「民間事業所」という)で、従来から配食用の調理や一般販売向けの弁当・調理パンの販売の実績があり、センターのような障害者施設向けの給食調理においても十分な実態把握と一人一人の障害特性に合わせた多様な食形態や調理方法、アレルギー対策などノウハウを持って安全、堅実な食事提供が可能であると考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入により、センターへの人員配置や設備などに資源を注力することが実現可能となる。これにより、センターの経営面における持続可能性が高まること、及び発達障害児に対して

児童指導員が配膳、アレルギーチェック、食事介助等を行うことなどにより安全面・生活面に注力した信頼性ある質の高いサービスを提供できることが期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

センターへの移行に伴い、身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、これまで直接交流機会の少なかった他の児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどと利用者の受け入れ状況の把握や連絡調整など情報共有が活発となり、市内の児童通所施設全体の機能向上が図れる。

また、給食の外部搬入を実施することで、調理業務を受託する民間事業所の障害者の雇用機会があらたに創出され、障害者の工賃向上と民間事業所自体の経営的安定も図れる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和2(2020)年10月1日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの管理運営については、本市または本市が指定した指定管理者が行う。給食については、本市または本市が指定した指定管理者と民間事業所の契約に基づき、民間事業所において調理を行う。

搬送については、民間事業所が提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し搬送する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 環境整備

構造改革特別区域内における児童発達支援センターでは、障害児に対する食事の提供の責任は同センターにあるものとし、給食の調理はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている搬入元の民間事業所の調理施設で同所職員が行い、搬送や保存、配膳、冷蔵・冷凍、提供、アレルギー除去食などの確認については、民間事業所と本市または本市が指定した指定管理者が委託契約に必要な事項を定めいずれかが責任を持って行う。

(2) 児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食1回とし、献立等については民間事業所の職員(管理栄養士)が作成するとともに利用児童の発達状況や障害特性に応じた調理方法の工夫、保護者などに対する食事指導など必要な配慮を行う。また、除去食など個別的な対応が必要な場合も、同じ調理施設内で調理を行い搬入する。

食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提出される医師の診断書の指示内容に基づき、除去食を提供する。また、児童の食事の様子を常に観察し、特に配慮すべき点については児童発達支援センター職員間で共有を図り、必要に応じて保護者と面接を行うなど、適切な食事の提供につなげていく。

検食については毎回利用児童に提供する前に民間事業所職員または児童発達支援センター

職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を日々記録し保管する。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日付社施第38号)において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)第4の2の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底する。

(4) 委託契約等の締結

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの給食は、本市または本市が指定した指定管理者と民間事業所が締結する契約に基づき、民間事業所の調理施設で事業者が調理を行う。

調理にあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について(平成18年3月31日障発第0331011号)」の3(2)及び(3)を遵守することとし、同センターの運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(5) 食を通じた子どもの健全育成(食育)

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成(食育)については、「日野市食育推進計画」の内容を基本とし実施する。

食事は大切な生活習慣のひとつであるため、食べる力の基礎をつくり、食べることの楽しさ、大切さを伝えるための支援を行う。また、障害特性により食べ物へのこだわりがある子どもに食べることを通して、人との関係の基礎をつくり、要求行動や意欲を育てる。

個別支援計画の中に、障害児の発育及び発達過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し、配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

【日野市児童発達支援センターの概要(予定)】

1 定員 30名

2 実児童数(給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童) 26名(令和2年10月見込み)

3 職員数 23名

内訳

管理者	1名
児童発達支援管理責任者	1名
保育士(非常勤含む)	16名

児童指導員(非常勤含む) 2名
機能訓練担当者(非常勤) 2名
医師(非常勤) 1名

4 調理室の面積 10.35 m²

5 調理設備・器具

流し台、ガスコンロ(2口)、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、電気ポット、収納棚

6 配送計画(案)

時 間	調理者 民間事業所 (社会福祉法人夢ふうせん)	日野市児童発達支援センター (エール)
午前 7時00分	調理開始	
午前10時40分	調理完了、配送開始(民間事業所より、同所職員が専用手押しワゴンで搬入)	
午前10時50分		受取、配膳準備
午前11時30分		配膳、喫食
午後 0時30分		給食終了
午後 2時00分	容器回収	